



お知らせ

須屋支所が須屋市民センター内に移転します

電鉄須屋駅に隣接している須屋支所が、平成25年2月12日(火)(予定)に須屋市民センター1階事務所部分に移転します。業務内容や直通電話番号に変更はありません。

▼問い合わせ先
市民課 須屋支所
☎(345)4400

工業統計調査にご協力ください

12月31日現在で平成24年工業統計調査が行なわれます。12月から平成25年1月にかけて製造事業所に担当調査員が伺います。調査票の内容は統計法に基づき秘密が厳守されます。調査へのご協力と正確な記入をお願いいたします。

▼問い合わせ先
企画課(合志庁舎)
☎(248)1813

年末年始の旅券申請受付について

12月29日(土)から平成25年1月3日(木)まで、バスポート窓口はお休みになります。パスポートの申請から交付まで11日間必要です。(土・日・祝日・年末年始は含みません)十分に余裕を持って申請してください。

▼問い合わせ先
市民課(合志庁舎)
☎(248)1113

国民健康保険納付済通知書の発行について

所得税確定申告または市町村の住民税申告の社会保険料控除を受ける場合に「国民健康保険納付済通知書」が必要な人は、ご連絡ください。健康づくり推進課(西合志庁舎)、泉ヶ丘支所、須屋支所での発行も行なっています。

▼問い合わせ先
税務課市税班(合志庁舎)
☎(248)1114

在宅高齢者家族介護慰労金を支給します

▼支給資格
介護保険法に規定する要介護認定により、要介護4または要介護5と認定された在宅高齢者を平成24年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人(同居、別居は問いません)で、次のすべてに該当する人
① 支給資格者および在宅高齢者が、平成25年1月1日現在本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
② 支給資格者および在宅高齢者の属する世帯が、平成25年1月1日現在、市町村民税非課税世帯であって、過去1年間介護保険サービス(年間7日以内のショートステイの利用を除く)を受けなかった人を介護していること。
③ 支給資格者および在宅高齢者の属する世帯が生活保護法による被保護世帯でないこと。

▼慰労金の額
月額1万円(年間12万円を限度として3月に支給)

在宅身体障害者等介護者手当を支給します

▼支給資格
身体障害者手帳1種1級または療育手帳A1所持者で寝たきりの人を平成24年1月1日から12月31日までに6カ月以上在宅で介護している人(同居・別居は問いません)で次のすべてに該当する人
① 平成25年1月1日現在、本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている人
② 支給資格者と障がい者の属する世帯が平成25年1月1日現在、市町村民税非課税世帯であって過去1年間障がい福祉サービスおよび介護保険サービスを受けな

▼申請期間
平成25年1月4日(金)～31日(木)

▼問い合わせ先
高齢者支援課
包括支援センター班
(西合志庁舎)
☎(242)1124

聴覚障がい児補聴器購入費の一部を助成

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童の音声言語能力の向上や、コミュニケーション能力などの成長が図られるよう補聴器購入費の一部を助成します。

▼対象
次の要件をすべて満たす

▼申請期間
平成25年1月4日(金)～31日(木)

▼問い合わせ先
福祉課 障がい福祉班
(西合志庁舎)
☎(242)1149

① 市内に住所を有している18歳未満の人

② 両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない人

③ 補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する人

▼助成内容
新たに補聴器を購入する経費または耐用年数経過後に補聴器を更新する経費で市長が必要と認める額と基準価格を比較して少ない方の額の3分の2の額を助成します。詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ先
福祉課 障がい福祉班
(西合志庁舎)
☎(242)1149

歯周疾患検診はお済みですか

歯周疾患の予防には専門家による定期的なチェックが必要です。この機会にぜひ受診しましょう。

▼対象
平成24年4月1日時点で

35・40・50・60・65歳の人 ※事前に個別通知しています。

▼期間
12月末日まで

▼内容
お口の健康チェック、歯肉検査、ブラッシング指導

▼場所
市内委託歯科医院

▼料金
無料

▼持参品
事前通知したはがき、健康保険証

※はがきを紛失した人は、ご連絡ください。

▼問い合わせ先
健康づくり推進課
健康推進班(西合志庁舎)
☎(242)1183

母子健康手帳の交付

保健師が、妊婦の体調などを聞きながら母子健康手帳の使い方や妊婦健康診査について説明を行います。

▼とき
午前8時30分～午後5時(平日のみ)

▼ところ
健康づくり推進課
※健康育児相談でも交付しています。日時などは27ページのお知らせカレンダー、健康づくり事業計画

小児救急電話相談

表をご覧ください。
▼持参する物
印かん、医療機関から発行された妊娠届出書

▼問い合わせ先
健康づくり推進課
健康推進班(西合志庁舎)
☎(242)1183

国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。本年度の国民年金保険料額は、月額14,980円です。納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。